

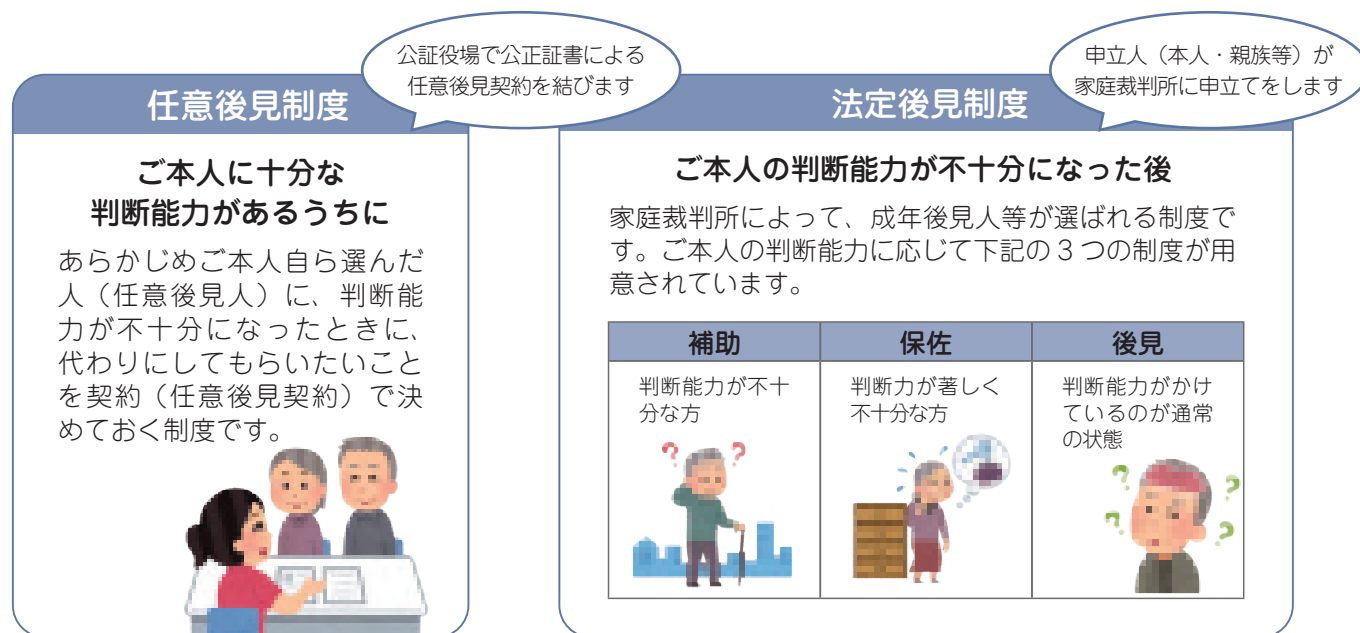
# 7 高齢者の権利擁護

## 成年後見制度

問い合わせ：地域包括ケア推進課

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方を法的に保護し、支援するための制度です。判断能力が不十分になると財産の管理や取引、各種手続などの法律行為を自分で行うことが困難となったり、一方的に不利な契約を結ばれてしまうなど、悪質商法の被害にあうおそれもあります。後見人・保佐人・補助人は本人の意思を尊重した財産管理を行なうとともに、本人の希望に沿った生活が送れるよう、必要な介護サービスに関する契約など、生活面での支援も行います。

### 成年後見制度



公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます

申立人（本人・親族等）が家庭裁判所に申立てをします

## 相談窓口

成年後見制度の利用等については、次の窓口で相談できます。

### ◇成年後見制度全般に関すること

**長野市成年後見支援センター ☎ 225-0153**

（長野市ふれあい福祉センター2階 長野市社会福祉協議会内）

#### ◇お近くの相談窓口

地域包括支援センター（詳細は5・6ページでご確認ください。）

#### ◇成年後見制度の申立てに関すること

長野家庭裁判所（長野市旭町）

☎ 403-2038

#### ◇最寄りの公証役場

長野公証人合同役場（長野市大字南長野妻科）

☎ 234-8585



## ◇「おひとりさま」あんしんサポート相談室 ☎ 219-5115

(長野市ふれあい福祉センター 2階 長野市社会福祉協議会内)

「おひとりさま」あんしんサポート相談室は、支援してくれる親族のいない方の将来の不安や心配（入院や施設入所に関する相談、任意後見制度の利用、亡くなった後の家財処分等）について、元気なうちから備えるため、一緒に考えていく相談窓口です。

### 自分の今後に備え、 あらかじめ制度のことを知っておきたい。

今は元気で一人暮らしができていますが、独り身で親族がいない。  
将来、介護施設に入る際や自身で財産の管理ができなくなったときに備えるため、何らかの制度が使えるのか知りたい。

### 自分が亡くなった後のことを 今から考えておきたい。

自分が亡くなった後、  
様々な届出や手続きがあるが、  
誰にやってもらえばいいのか。  
考えると心配…。

一人暮らしで急な入院が必要になったとき、頼める人もいないし、手続き等が不安…。

相続や遺言、不動産、家財処分等、自分が亡くなった後のことを相談したり、頼める人がいない…。



## 福祉サービス利用援助事業

成年後見制度のほかに、日常生活において財産管理や保全が困難な人を対象に、自立した地域生活を支援するための福祉サービス利用援助事業があります。

### ■日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人等が対象となります。(本人の意思が確認でき、契約行為を理解できること。)

#### ◇援助内容

- ・福祉サービス契約手続きの代行
- ・日常的金銭管理(預貯金の払い戻し、公共料金の支払い等)
- ・書類等預かりサービス(通帳、印鑑、証書等の保管)

#### ◇利用料金

サービスの利用には、別途料金がかかります。(詳細は担当までご確認ください。)

#### ◇申し込み窓口

長野市社会福祉協議会 ○相談支援課 ☎ 225-0155 ○みなみ出張所 ☎ 214-9061

### ■暮らしのあんしんサービス事業

意思能力があり金銭管理や財産管理が困難な高齢者や外出が困難な人が対象となります。

#### ◇援助内容

- ・日常的金銭管理(預貯金の払い戻し、公共料金の支払い等)
- ・財産保全(通帳、印鑑、証書等の保管)

# 7 高齢者の権利擁護

## 高齢者虐待の防止および対応

高齢者虐待は、介護者の介護負担や介護ストレス、介護の協力者や相談相手がいないという孤立感、また生計の不安など様々な要因が重なり合って起こります。

また、高齢者虐待では、虐待している人に自覚がなく、気がつかないうちに不適切な対応をしている場合もあります。

### こんなことが虐待になります

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、高齢者虐待として次の5つを定義づけています。これらの虐待が一人の高齢者に重複して行われているケースも多くあります。

#### ■身体的虐待

- 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、本人に向けて物を投げつける
- 医学的判断に基づかないリハビリの強要
- 身体を拘束し、自分で動くことを制限するなど

#### ■介護・世話の放棄・放任

- 空腹、脱水、栄養失調の状態のまま放置する
- 皮膚や衣服、寝具が汚れたまま放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な生活状態や住環境の中に放置する
- 必要な医療・介護保険サービスを理由なく制限し使わせない、放置する など

#### ■心理的虐待

- 排泄などの失敗を他人に話すなど、高齢者に恥をかかせる
- 子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、団らんから排除する など

#### ■性的虐待

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する、人前で排泄行為をさせる
- キス、性行為を強要する など

#### ■経済的虐待

- 本人のお金にも関わらず生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 年金や預貯金を無断で使用する
- 入院や受診、介護保険サービスに必要な費用を滞納する

## 相談・通報窓口

### ◇長野市の相談窓口

- 地域包括ケア推進課（市役所第二庁舎1階） ☎ 224-8929
- 福祉政策課篠ノ井分室（篠ノ井支所内） ☎ 292-2593
- 中部地域包括支援センター（市役所第二庁舎1階） ☎ 224-7174
- 中部地域包括支援センター篠ノ井支所駐在（篠ノ井支所内） ☎ 292-3358
- お住いの地区の地域包括支援センター（5・6ページでご確認ください。）

### ◇介護施設等での虐待相談窓口

- 高齢者活躍支援課（市役所第二庁舎1階） ☎ 224-5094



## 高齢者への虐待に気づいたら

高齢者虐待の解決にあたっては、早期発見、早期対応が極めて重要になってきます。社会全体で高齢者を見守るとともに、「高齢者虐待かな?」と気づいたり、心配な時は、迷わず連絡をしてください。

虐待の「小さな芽」を早期に発見することで、事態の深刻化を防ぐだけでなく、虐待を受けている高齢者や虐待をしている養護者（介護者）を救うことにもなります。

また、高齢者の介護方法などの相談や悩みについて一人で抱え込まないで、どのような些細なこともお気軽にご相談ください。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、虐待に気づいた人は市に通報する義務があること、通報を受けた機関は高齢者の安全確認の措置を講ずることなどが定められています。また、守秘義務により誰が連絡・通報したのかなど、通報者の情報が周囲に漏れることはありません。

### 高齢者本人・養護者（介護者）・発見者（親族、近隣住民、福祉・医療関係者等）

相談・通報・届出

【相談・通報・届出窓口】 ○長野市（地域包括ケア推進課・福祉政策課篠ノ井分室）  
○中部地域包括支援センター・中部地域包括支援センター篠ノ井支所駐在  
○お住いの地区の地域包括支援センター

【事実確認】 ○訪問調査等により高齢者の安全確認など  
○養護者（介護者）の状況確認（介護負担の状況など）

#### 高齢者への支援

- ・介護保険サービスの利用
- ・施設入所やショートステイでの保護
- ・成年後見制度の利用 など

#### 養護者（介護者）への支援

- ・保健・福祉・医療関係者による相談支援
- ・在宅サービスの提供など介護保険サービスの利用 など

# 7 高齢者の権利擁護

## 消費者被害の防止

判断能力に不安のある高齢者をねらった悪質商法による消費者被害や特殊詐欺は、被害にあう前に未然に防止することが大切です。

高齢者の中には、だまされたことに気づかない、家族等に迷惑をかけたくないという思いから周りに相談しない、という人もいます。ご自身や知人が消費者被害にあった（疑いも含みます）場合は次頁の相談・通報窓口にご相談ください。

市では、高齢者や家族等への注意喚起に併せて早期発見や被害の拡大防止につなげるため、日常的な地域活動の中で高齢者と接する機会が多い、民生委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）または訪問介護員（ホームヘルパー）等に関係機関を通じて情報提供を行っています。

### 高齢者を狙う注意すべき販売方法や特殊詐欺の一例 ～身近で起こりうる消費者被害～

#### ■注意すべき販売方法の例～掲載した例以外にも様々な悪質商法の手口があります～

- 【訪問販売】：事業者が消費者の家に訪問して商品やサービスを販売する商法です。悪質な事業者によっては、強引な勧誘や利点のみの説明、契約後にクーリング・オフに応じない等のトラブルを起こすこともあります。
- 【訪問購入】：購入事業者が消費者の家に訪問して物品を買い取る商法です。悪質な事業者によっては、売るつもりのない貴金属やブランド品等を強引に買い取るケースもあります。
- 【点検商法】：無料や安価で屋根や給湯器などを点検すると言い、不備がなくても修理の必要があると不安をあおり契約させる商法です。点検するふりをして自ら破壊したり、準備していた壊れた写真を見せたりするケースもあります。
- 【送り付け商法】：注文していない商品を、事業者が勝手に送り付け、代金を一方的に請求する商法です。電話で一方的に海産物などの商品を送ると言われ、了承していないのに送り付け、しつこく代金を請求するというケースもあります。
- 【通信販売】：ネット広告等に「1回だけのお試し」「特別価格」等と表示し、消費者が定期購入ではないと誤認してしまうような販売方法をとる事業者もいます。通信販売はクーリング・オフができませんので、注意しましょう。



#### ■特殊詐欺の例

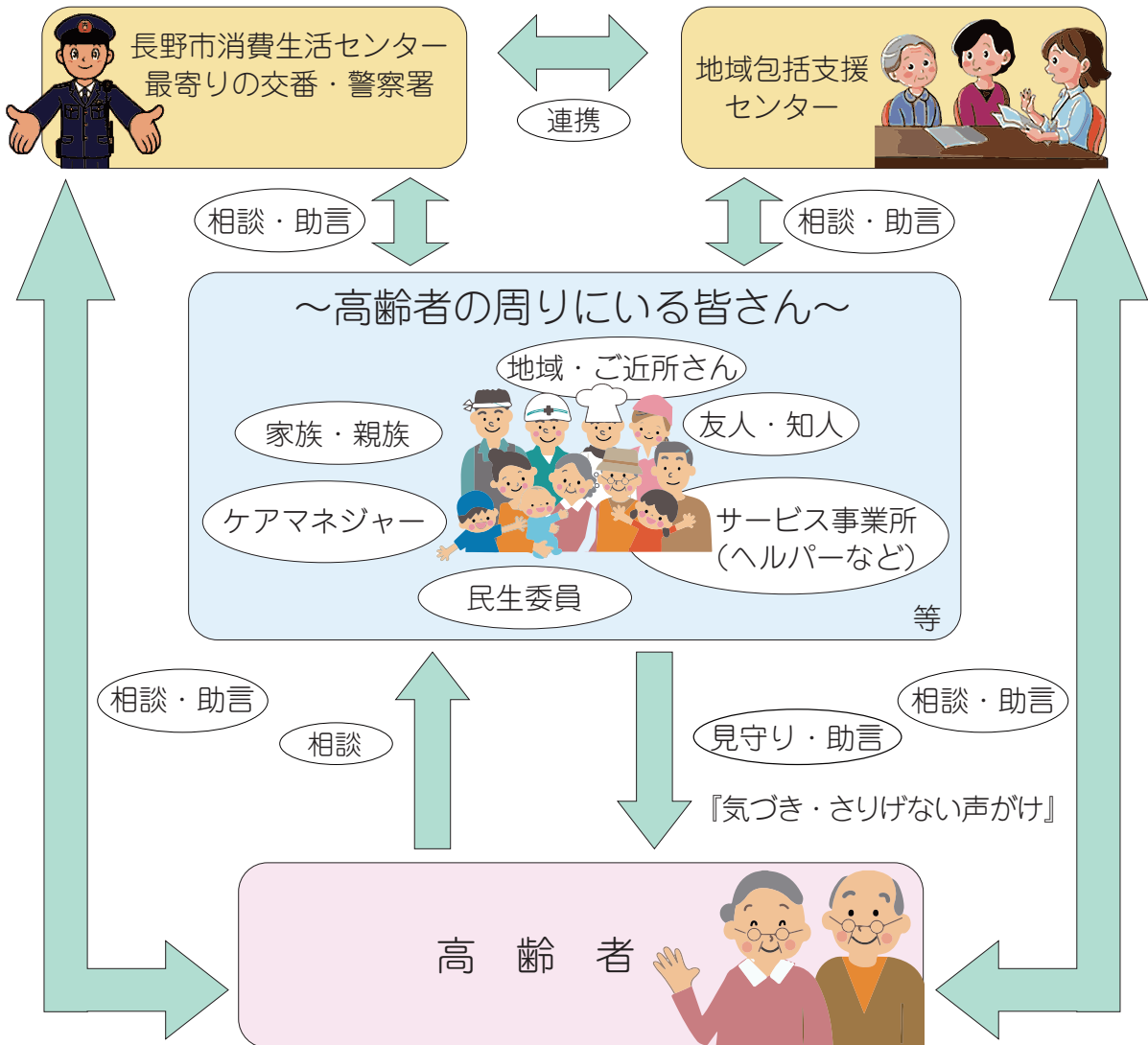
- 【SNS型投資詐欺】：投資家や著名人等を装う広告等で投資を呼び掛けて、詐欺サイトに誘導し、架空の投資を継続させながら、投資金や利益の出金手数料の名目で金銭をだまし取る手口です。
- 【オレオレ詐欺】：子どもや孫へのなりすましに加え、警察官を名乗り「口座が悪用されている」「逮捕状が出ている」などと話し、お金や個人情報をだまし取る手口です。



## 消費者被害に気づいたら

一人で悩まず、抱えこまず、一番相談しやすい人に相談をして、適切な相談先につなげてもらうことが大切です。不本意な契約もあきらめず早く相談しましょう。

～おかしい？買わされた！騙された？などと思ったら、まずは相談を～



○高齢者の周りにいる人へ  
高齢者を消費者トラブルから守るためには、周囲の皆さんの「気づき」が大切です。地域で高齢者を見守りましょう。

## 相談・通報窓口

- 長野市消費生活センター（長野市もんぜんぷら座 4階） ☎ 224-5777
- 地域包括支援センター  
（お近くの地域包括支援センターについては5・6ページでご確認ください。）
- 最寄りの交番、警察署